

4月1日から 組織が変わります

子育て支援を充実させるため、妊娠期から子育て期までの多様な相談を受け付けるワンストップ相談窓口、「子育て世代包括支援センター」を新設します。

これに伴い、同センター業務を担当する「子育て・健康課」を新たに設け、現在福祉課と健康課で取り扱う業務の担当課を次の通り変更します。



New

子育て・健康課 (福祉センター2階)

- ◆**児童福祉係** 児童福祉、子ども・ひとり親医療や要保護児童に関する事など
- ◆**保育幼稚園係** 保育所や幼稚園の入所(就園)、保育料や子育てのための給付に関する事など
- ◆**子育て支援係** 子育て世代包括支援センター業務、妊産婦の健康支援や子育て援助活動支援事業に関する事など
- ◆**健康増進係** 予防接種、健診・検診、食育や健康増進に関する事など

New

福祉課 (役場1階)

- ◆**障がい福祉係** 生活保護、障がい者福祉や重度心身障がい者医療に関する事など
- ◆**保育所管理係** 保育所の管理運営や保育所職員の人事管理に関する事
- ◆**地域包括支援センター係** 高齢者福祉、地域支援事業や養護老人ホームの入所措置に関する事など
- ◆**人権対策係** 人権対策、家庭内暴力に関する総合調整に関する事など

子育て世代包括支援センターの愛称

はぐはぐに決定!



1月6日～31日の間、子育て世代包括支援センターの愛称を募集したところ、町内から16点の応募がありました。

町長、副町長、教育長によって審査した結果、脇水遥さん=南黒田=の「はぐはぐ」に決定しました。これは、育むの「はぐ」と抱っこ「はぐ」を合わせ、「親子が安心して育つ場所となるように」との願いを込めてつけられたものです。皆さん、覚えてくださいね。

高齢者の相談窓口が移動します 地域包括支援センター係が福祉課へ

13 ページで紹介したように、4 月から地域包括支援センター係が福祉課に移動します。

4 月 1 日以降、高齢者の健康や生活に関する相談など、地域包括支援センター係にご用のある人は、役場 1 階福祉課までお越しください。



健康課地域包括支援センター係
☎ 985-4205

国民年金制度は世代間の助け合い 給付に関する相談を行っています

国民年金制度は、日本に住む 20 歳～59 歳の人加入し、若い世代が年金を受給する世代を支える仕組みです。給付される国民年金の種類は次の通りです。給付に関する申請や相談は下記までお問い合わせください。

- ▼ **老齢基礎年金**
保険料を納めた期間と免除を受けた期間を合わせて 10 年以上ある人が、65 歳に達したときに請求できます。受給額は、納めた保険料によって異なります。
- ▼ **障がい基礎年金**
国民年金に加入しているときや 60～64 歳の間に初診日がある病気

やけがで、国民年金法に定める障がい等級表の 1 級、2 級の障がいの状態になった場合に請求できます。ただし、保険料の納付要件があります。

- ▼ **遺族基礎年金**
国民年金に加入している人や老齢基礎年金の受給資格を満たした人が亡くなった場合に 18 歳未満の子どもを持つ配偶者か子どもに支給されます。ただし、保険料の納付要件、生計同一要件や収入要件があります。
- 松山西年金事務所お客さま相談室
☎ 925-5105
町民課住民係
☎ 985-4106

3 月は自殺対策強化月間です



全国では、毎年 2 万人以上が自殺で亡くなっています。身近に、悩みや問題を抱えてつらい思いをしている人はいませんか。一人一人が周囲を気に掛け、心のサインに気付くことが命を守るにつながります。

- ① **命の門番「ゲートキーパー」**
みんなが命の門番「ゲートキーパー」となり、できることから取り組みましょう。
- ② **声掛け** 「眠れている？」よく頑張っているね」などと声を掛ける。
- ③ **傾聴** 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。
- ④ **見守り** 寄り添いながら、温かく見守る。
- ⑤ **つなぎ** 早めに専門家などに相談するように促す。

3 月 26 日から 障がいがある人にタクシー助成券を交付

4 月 1 日から利用できる「タクシー初乗り料金の助成券」を 3 月 26 日(木)から交付します。

- ▼ **対象**
町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人
・身体障がい者手帳(1 級～3 級)
・療育手帳
・精神障がい者保健福祉手帳(1 級、2 級)

▼ **申請方法**
手帳と認め印(朱肉を使うもの)を持って窓口にお越しください。

- ▼ **利用できるタクシー(一部)**
松前交通タクシー、岡田タクシー、きたいよ、であい介護タクシー、介護タクシーわかば ほか
- ▼ **申請先・問い合わせ**
福祉課障がい福祉係
☎ 985-4112

役場、福祉センター、松前公園、文化センター 喫煙場所を変更しました

2 月 3 日から、役場周辺の公共施設の喫煙場所を変更しました。新しい喫煙場所は下の通りです。

▼ **開設時間** 7 時～22 時
施設敷地内は禁煙です。ご理解とご協力をお願いします。

総務課危機管理係
☎ 985-4103



住民登録を正しく行いましょう

引っ越しなどで住所を移した人は、速やかに住民登録の届け出をしてください。住民登録は、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などを記録し、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となります。

- ▼ **届け出期間**
・転入届と転居届：新しい住所地に住み始めた日から 14 日以内
・転出届：引越予定日のおおむね 1 カ月前から受け付け
- ▼ **受け付け** 平日 8 時 30 分～17 時 15 分
※届け出に伴い、他課で手続きが必要な人は早めに来庁してください。

届け出が必要なとき	届け出方法
町外へ転出するとき	まず松前町で「転出届」を出し、交付される転出証明書を持って転出先で「転入届」を出す
町内へ転入したとき	転出証明書とマイナンバーカード(または通知カード)を持参し、松前町で「転入届」を出す
町内で異動したとき	マイナンバーカード(または通知カード)を持参し、松前町で「転居届」を出す

町民課住民係
☎ 985-4105

自宅前に下水道管が整備された人へ 下水道に接続しましょう

▼ **下水道に接続するには**
自宅が下水道の供用区域内になっても、排水設備を設置しないと下水道管に接続されません。自然を守るためにも必ず下水道に接続しましょう。

▼ **町内の下水処理施設**
町内の下水処理施設は、平成 14 年 3 月 31 日に供用が開始された松前浄化センターです。町内の下水道の供用区域内で下水道管に接続している家庭などの汚水を、全てこの処理場に集めて浄化しています。平成 30 年度は毎日休まずに浄化して、1 日約 2300 m³の汚水を自然に返しました。

- ▼ **下水処理の流れ**
- ① **沈砂池** 下水の中にある大きなごみや砂を取り除く。
- ② **最初沈殿池** 沈砂池では沈まなかった細かい汚れを時間をかけて沈める。
- ③ **反応槽** 微生物が下水の汚れを食べる。
- ④ **最終沈殿池** 汚れを食べて大きくなった微生物が沈み、水がきれいになる。
- ⑤ **消毒設備** きれいになった処理水をさらに塩素で消毒し、海に放流する。

【出典】公益社団法人日本下水道協会ホームページ



確定申告はお済みですか

3月の確定申告の相談日程は次の通りです。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

【役場申告会場】

▼日時 3月16日(月)までの9時～11時30分、13時～16時
※土・日曜日は除きます。

▼場所 役場2階大会議室

※役場正面玄関は7時30分に開きます。混雑により、午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。あらかじめご了承ください。

【出張申告会場(各地区の公民館・集会所)】

日時	9時～11時30分	13時～16時
3/2(月)	東古泉	出作
3(火)	北川原	鶴吉
4(水)	恵久美	大間
5(木)	塩屋	上高柳
6(金)	南黒田	昌農内
9(月)	新立	西高柳
10(火)	本村	西古泉
11(水)	宗意原	北黒田
12(木)	筒井	—

【松山税務署(自動音声案内)】

税務課町民税係
☎941-9121
☎985-4110

次の申請に必要な、所得証明など各種証明書の基礎となります。

申告した所得は大切な資料

- ・各種健康保険に加入するとき
- ・児童手当を受けるとき
- ・国民年金保険料の納付免除・猶予申請をするとき
- ・保育所の入所申請をするとき
- ・奨学資金を申請をするとき
- ・公営住宅を申し込むとき
- ・金融機関などから融資などを受けるとき

税務署などで申告を

町内の会場では申告できませんので、注意してください。

- ①分離課税の
 - ・土地建物等や株式等に係る譲渡所得など
 - ・適用を受ける上場株式などに係る配当所得
 - ・先物取引に係る雑所得など
 - ・山林所得 ・退職所得
- ②青色申告 ③雑損控除申告
- ④亡くなった人の申告(準確定申告)

申告に持参するもの

- ・認め印(朱肉を使うもの)
- ・税務署からの申告書かお知らせはがき(送付されている人だけ)
- ・給与や年金の令和元年分の源泉徴収票
- ・営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書(収入、経費を必ず集計してきてください)
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
- ・医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書か医療保険者などの医療費通知書
- ※セルフメディケーション税制の適用を受ける人は、同税制明細書と一定の取り組みを行ったことが分かる書類
- ※令和元年分までは、従来通り領収書でも可能です。
- ・還付金の受取口座番号(本人名義)が分かるもの
- ・申告者・扶養親族のマイナンバーが確認できるもの(通知カードなど)
- ・申告者の身元確認ができるもの(運転免許証)など

固定資産価格などの縦覧ができます

令和2年度の固定資産(土地・家屋)の価格などを縦覧できます。縦覧により、納税者が所有する土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額が比較でき、評価額が適正かどうかを確認できます。

▼閲覧期間

4月1日(水)～5月1日(金)

▼閲覧場所

税務課資産税係

▼対象者 縦覧を希望する固定資産の納税者、納税管理人、代理人



▼持参するもの

- ①認め印(朱肉を使うもの)
- ②本人確認のできるもの(運転免許証など官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は、事前にお問い合わせを)
- ③代理の場合は所有者の委任状

※2年度の固定資産税納税通知書は4月中旬に発送予定です。

【税務課資産税係】

☎985-4111

医療機関受診時の本人確認と減免制度

【令和3年3月スタート】

医療の安全確保と医療保険の健全運営を目的に、来年の3月(予定)から、医療機関でオンライン資格確認が始まります。

医療機関を受診する際、被保険者証の提示に加えて本人確認をお願いする場合があります。

本人確認書類がなくとも受診はできますが、医療機関から本人確認書類の提示を求められたときは、ご協力をお願いします。

【国民健康保険・後期高齢者医療保険の皆さんへ】

医療機関受診時に支払う一部負担金の減免制度があります。治療中の人で、一部負担金の支払いが難しい人はお問い合わせください。

▼減免の対象

災害や特別な事由(農作物の不作、事業・業務の休廃止で著しい収入の減少)がある場合

【保険課医療保険係】

☎985-4107

犬の飼い主には、毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。日程内ならどこでも受けられますので、都合のよい場所で受けましょう。登録済みの人は、3月中旬にお送りする案内はがきを持参してください。

【町民課生活環境係】 ☎985-4117



忘れずに受けましょう 狂犬病予防注射

- ◆料金
- ①すでに登録している場合 3,000円(注射料金)
 - ②新規に登録する場合 6,000円(注射料金+登録料3,000円)



- ◆注意事項
- ・首輪とリードをして、ふん便の始末袋を用意してください。
 - ・持病のある犬や体調の悪い犬は、動物病院でも受けることができます。
 - ・スムーズに注射ができるよう、犬を制御できる人が連れてきてください。
 - ・登録内容に変更(犬の死亡・飼主の変更・住所変更など)がある場合は、必ず事前に町民課に連絡してください。

4/6(月) 松前・岡田校区	
9:00～9:10	南黒田公民館前
9:20～9:45	北黒田公民館前
9:55～10:05	西公民館前
10:15～10:25	古城幼稚園前
10:35～10:50	松前駅前
11:00～11:20	松前公園老人広場
13:20～13:30	大間教深寺前
13:35～13:50	上高柳集会所前
14:00～14:15	恵久美集会所前
14:25～14:35	北公民館前
14:45～15:00	西高柳集会所前

4/7(火) 北伊予・岡田校区	
9:00～9:20	中川原公民館前
9:30～9:45	徳丸集会所前
9:55～10:05	出作集会所前
10:15～10:30	神崎集会所前
10:40～10:50	鶴吉公民館前
11:00～11:10	永田公民館前
11:15～11:25	横田公民館前
13:20～13:30	大溝公民館前
13:35～13:45	東古泉公民館前
14:00～14:10	西古泉公民館前
14:20～14:30	北川原集会所前
14:40～14:50	塩屋集会所前

4月1日現在の所有者に課税されます 軽自動車などの廃車・名義変更はお早めに

4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをすると、その年度分の軽自動車税が課税されますので注意してください。車種別の手続き先などについては右の表の通りです。

車種	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車(125cc以下) 農耕用作業車 小型特殊自動車 ミニカー	税務課町民税係 ☎985-4110 ※転出の場合は転出先の市町村	①認め印(朱肉を使うもの)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの】②車台番号の分かるもの(自賠責保険証書など)③ナンバープレート(廃車、町外転出などの場合)※手続き先で異なる場合があるので事前に確認を
軽二輪車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076	①自動車検査証(250cc超の場合)②認め印(朱肉を使うもの)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの。廃車の場合は検査証欄の使用人と所有者のもの】③住民票(3カ月以内のもの)④ナンバープレート(廃車、県外転出などの場合)⑤自賠責保険証書
軽自動車	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎050-3816-3124	